

事業を継続するために  
業態転換にチャレンジしたい！  
人事労務制度を構築したい！  
事業承継をしたい！  
新たな設備を導入して生産性をアップさせたい！  
新商品、新メニューの開発をしたい！  
など、がんばる中小企業を支援します。

犬山市



# 事業継続支援補助金

無料相談のご利用だけでもOK! まずはご相談を。

中小企業自らが取り組む新商品の開発、業態転換、事業承継等に対して、市が委託する中小企業診断士による支援を受け経営計画を策定していただけます。その後経営計画の実現に必要なコンサルタント等のアドバイザーの支援を受けていくための費用や設備投資費用の一部を助成します。相談から、計画実現の支援までをワンストップで支援します。

## 一 補助制度の概要一 (経営計画の策定が必須です)

対象者 市内に事業所のある、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者



### ① アドバイザーにかかる費用の支援 (申請期限：令和5年1月31日)

経営計画実現のため、個別のアドバイザーを依頼することに係る費用の一部に対し補助をします。(R4年度支払分に限り)

補助率 1 / 2 上限50万円/件



### ② 設備投資の支援 (申請期限：令和4年9月30日)

経営計画実現のため、設備投資費用の一部を補助します。(R4年度内に導入完了し、実績報告を提出する必要があるため ご注意ください)

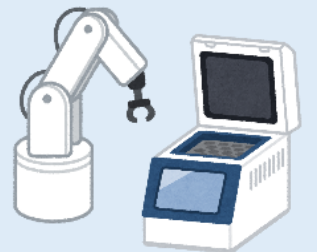
補助率 1 / 2 上限100万円/件

合計50万円以上の設備の導入が必要です。

うち、小規模企業者は、

合計15万円以上の設備の導入が必要です。

(対象となる設備については一定の要件があります。)



- ・①と②の併用は可能です。ただし **上限100万円** 1事業者1回限り。
- ・申請期限前でも予算額に達した場合受付を終了します。
- ・市内で実施する事業に限ります。
- ・国等の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から補助金額を控除します。
- ・**交付決定前に着手した事業は、補助の対象になりません。**

具体的な活用方法は裏面を御覧ください。

この制度に関するお問い合わせ・申込先 犬山市役所3階 産業課 商工担当

☎0568-44-0340 詳細は、市ホームページでページ番号1007848を検索

こちらのQRコードからもご覧いただけます。



# —補助金利用の流れ—



## ★STEP1 経営計画の策定

市が委託する中小企業診断士の支援（4回程度）を受けながら自社の経営計画を策定します。※1

## ★STEP2 補助金の申請

市に補助金の申請を行います。交付決定までお待ち下さい。※2

## ★STEP3 経営計画の実行

経営計画を実行します。  
※アドバイザー支援の場合、アドバイザーは自ら選定する他、中小企業診断士にコーディネートを依頼することもできます。（実績報告の提出必要※3）

- ※1 自社の経営状態と今後の計画、解決したい経営課題について示していただきます。（A4 2枚程度）
- ※2 詳細な補助金申請の手続きは犬山市役所産業課商工担当までお問い合わせください。
- ※3 補助金の支払は、実績報告の提出後となります。（最終報告期限 令和5年3月20日）

## —制度の活用イメージ—



### 全業種 共通

- ・社労士の支援を受けて新たに人事労務制度を構築する。
- ・事業承継についてのアドバイスや支援を受ける  
（愛知県事業承継引き継ぎ支援センターと連携しています。）
- ・税理士の支援で資金繰りや財務管理のシステムを構築する。
- ・専門家の支援でマーケティングや販売管理の仕組みづくりを行う。
- ・専門家の支援を受けて新業態開発、新分野展開を図る。

### 小売業 卸売業

- ・営業マンの育成と採用の強化のため専門家の指導を受ける。
- ・戦略的な販売、在庫管理などについてコンサルティングを受ける。
- ・新業種、新業態に転換するために専門家の指導を受ける。

### サービス業 飲食業

- ・デザイナーに改装デザインを描いてもらう。
- ・SNS活用とWEB改善にコンサルタントの指導を受ける。
- ・専門家と一緒に新商品、新メニューを開発する。

### 製造業

- ・コンサルの指導で製造上のネック工程を見出しQCDの工場を図る。
- ・コンサルの指導で生産の管理を見直し納期の集中をなくす。
- ・コンサルの支援で業務のIT化、ビジュアル化を図る。
- ・新たな製造設備を導入し新たな販路開拓を図る。

## 様々な専門家を アドバイザーとして 活用できます

社会保険労務士  
税理士、弁護士  
行政書士、医師  
中小企業診断士  
コンサルタント  
カウンセラー、建築士  
デザイナー、など

※アドバイザーの選定にあたっては、担当となる中小企業診断士にご相談ください。

## 新たな設備投資に 活用できます

導入する設備について補助金を活用する場合は、個別に審査する必要がありますので、まずはご相談ください。

## この制度を活用し取り組みを行った実例（R3年度）

- ・中小企業診断士にコーディネートを依頼し、技能実習生人材育成のための作業手順書（文書に加え動画を活用した作業マニュアル）を作成した。（サービス業）
- ・地域個人客向けリフォーム事業強化を目的に、店舗デザイナーに会社事務所に顧客へのプレゼンスペースハリフォームのデザインを依頼した。（電気工事業）
- ・社会保険労務士に会社組織のあり方の見直しを依頼し、従業員のモチベーション向上と、労働環境の改善を図った。（サービス業）

